

関係事業主 殿

(一社) 中部労働技能教習センター

(一社) 中野労働基準協会

「ショベルローダー等運転技能講習」長野会場のご案内

最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダー(道路上を走行させる運転を除く。)の運転の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第13号(就業制限に係る業務)により、ショベルローダー等運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「ショベルローダー等運転技能講習」を実施しますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

1. 技能講習の日時 受付 午前 7時45分～ 開講 午前 8時

第1コース(2日間) 講習月日	締切日	第2コース(4日間) 講習月日	締切日
令和5年 6月 19日～6月 20日	6月2日	令和5年 6月 19日～6月 22日	6月2日
令和6年 1月 15日～1月 16日	12月22日	令和6年 1月 15日～1月 18日	12月22日

2. 技能講習の場所

学科及び (一社) 中部労働技能教習センター 長野会場
実技講習 長野市松代町東寺尾字観音前北 2681-3 TEL 026-278-9255

3. 受講料等及び受講資格

受講料・テキスト代は消費税込

コース別	受講資格等	所要日数	学科時間	実技時間	受講料	テキスト代
第1コース	① 大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)をお持ちの方 ② 大型、中型、準中型、普通又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定に限る)を所持し特別教育修了者で最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダー運転の業務従事経験が3ヶ月以上ある方 ※上記①、②のいずれかに該当	2日	7時間	4時間	29,700円	1,700円
第2コース	大型、中型、準中型、普通又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定に限る)をお持ちの方	4日	7時間	24時間	44,000円	1,700円

4. 講習科目

学 科	① 荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ② 運転に必要な力学に関する知識 ③ 関係法令	4時間 2時間 1時間
実 技	① 走行の操作 ② 荷役の操作 ※第1コースの場合は②のみの実技となります。	20時間 4時間

5. 受講受付定員

20名 (定員に達し次第締め切ります。)

6. 受講申込及び受講料納入

受講申込書に下記書類を添え、(一社)中野労働基準協会へお申込みください。

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 電話:0269-22-2255 FAX:0269-23-0729

申込書は郵送、受講料・教材費は振込でも受け付けています。(振込先:八十二銀行中野支店 普通預金 381906)

- ① 写真1枚(縦3.0cm×横2.5cm) 申込書に貼付して下さい。
写真は、申請前6ヶ月以内のもの
◆正面、脱帽、上三分身、背景無地 ◆裏面に氏名、撮影年月日、受講種目名を記入
- ② 「自動車運転免許証」の写し、第1コースの②の該当者にあっては、このほか「特別教育修了証又は特別教育実施記録の写し」及び事業主の「運転業務経験証明書」が必要になります。
- ③ 受講料・テキスト代
- ④ 外国籍の方(日本語の理解力が十分な方に限る)は、在留カード、旅券、住民票、特別永住者証明書のいずれかの写しを添付して下さい。
- ⑤ 旧姓・通称等を修了証に併記をご希望の方は公的な証明書のコピーを添付して下さい。

7. 当日の持参品

【学 科】 筆記用具 受講票 昼食

【実 技】 作業着 安全靴又は運動靴 軍手 雨具 ヘルメット(ある方は持参して下さい)

長めの靴下(ズボンの裾を入れる) 昼食

印鑑(講習等最終日の修了証交付時に使用、なおサインでも可)

8. 助成金制度を活用される皆様へ

・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。

※ 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。

申請に必要な証明書・カリキュラムは、中部労働技能教習センターに郵送すれば押印・同封の上、返送されます。

※ 支給申請には条件等が定められています。

また、年度途中でも制度の改正等がある場合がありますので、詳細をご確認ください。

・助成金についてのお尋ねは、

〒380-0935 長野市中御所1-22-1 厚生労働省 長野労働局
職業安定部 職業対策課 雇用指導部 ☎026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接「職業対策課」へ連絡し、助成金申請に関する書類を取り寄せ手続きを行ってください。